

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

公 告

- 街並み景観重点地区の変更……………一
 ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) ……一
- 土地区画整理組合の理事の失職……………二
 ……(都市整備局市街地整備部土地区画整理課) ……二
- 土地区画整理事業清算金の督促状の送付に代える
 公告……………(都市整備局第一市街地整備事務所管理課) ……二
- 開発行為に関する工事完了……………三
 ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……三
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………三
 ……(産業労働局商工部地域産業振興課) ……三
- 地域森林計画の変更の案……………四
 ……(産業労働局農林水産部森林課) ……四
- 地域森林計画の案……………(同) ……四

公 告

街並み景観重点地区の変更について

東京のしなやかな街並みづくり推進条例(平成十五年東京都条例第三十号)第二十一条において準用する同条例第二十条第三項の規定に基づき、街並み景観重点地区(以下「地区」という。)を変更したので、次のとおり公告する。

なお、関係図書は、一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 地区の名称、位置及び面積

日本橋川沿い地区

中央区日本橋一丁目、八重洲一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地下(別図のとおり)
約一〇・五ヘクタール

二 変更年月日

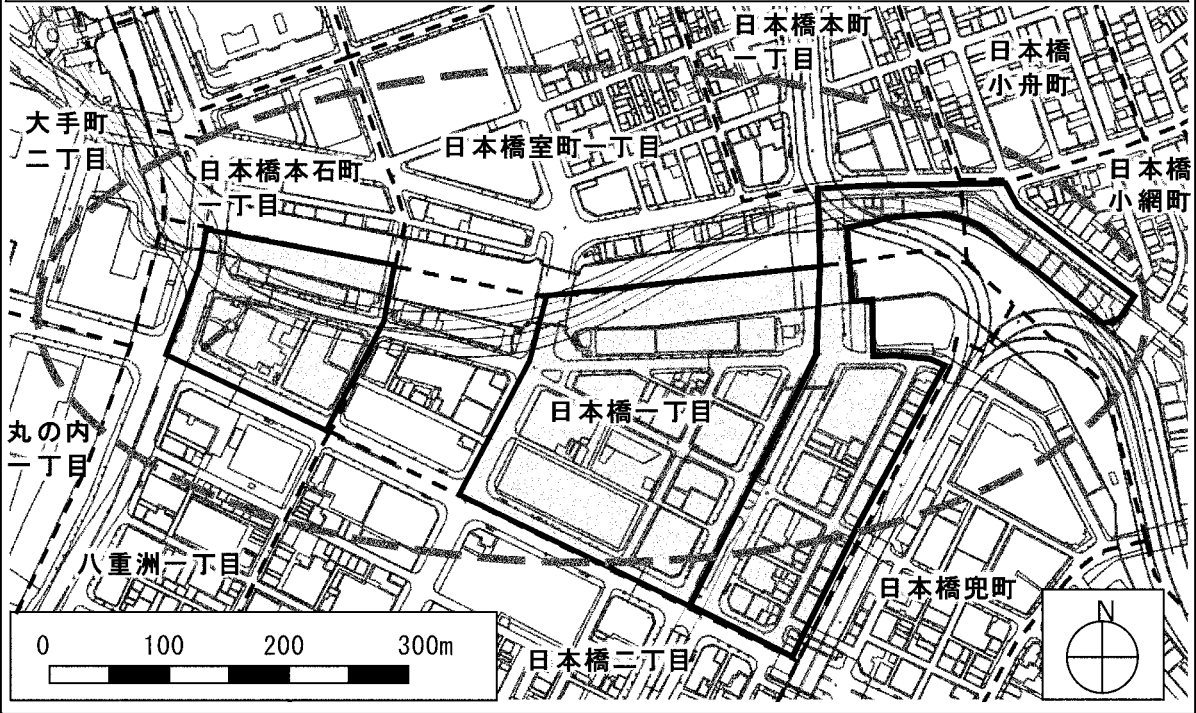
令和三年十月二十六日

三 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課(東京都庁第二本庁舎十二階中央)

別図

街並み景観重点地区
日本橋川沿い地区



日本橋川沿いエリアのまちづくり
ビジョン 2021 対象エリア

土地区画整理組合の理事の失職について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九
条第一項の規定により稲城小田良土地区画整理組合理事
長大塚利一から次に掲げる者が令和三年九月二十一日付け
で理事を失職した旨の届出があったので、同条第二項の規
定により公告する。

令和三年十月二十六日

東京都知事 小池百合子

氏名 住 所

井上 勇一 稲城市坂浜八百二十七番地の二

東京都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事

業清算金の督促状の送付に代える公告につい

て

東京都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業に係る徴
収すべき清算金の滞納者に対し、土地区画整理法(昭和二
十九年法律第百十九号)第百十條第三項の規定に基づき督
促状を送付したが、所在不明のため督促状が到達しないの
で、同法第百三十三條第一項及び同条第二項において準用
する同法第七十七條第五項の規定により、督促状の送付に
代えてその内容を次のとおり公告する。

令和三年十月二十六日

東京都市計画事業瑞江駅南部土地区画整理事業

施行者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

徴収すべき清算金の滞納者に対する督促状の内容

次に記す者は、滞納清算金を東京都第一市街地整備事務

所へ納めてください。指定納入期限までに滞納清算金を完納しないときは、指定納入期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額（百円未満切り捨て）に年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した延滞金額を加算し、国税滞納処分の例により財産の差押えを行うこともあります。右、土地区画整理法第百十条の規定により督促します。

氏名 荒堀 實

住所 千葉県佐倉市上志津一六七二番地一〇 口
1ズタウンC棟四一三号

徴収金の種別 清算金

滞納金額等

滞納金額	分割回数 納期限
八五、〇〇〇円	第三回 平成十八年十月二十日
八五、〇〇〇円	第四回 平成十九年四月二十日
八五、二九一円	第五回 平成十九年十月二十二日
五五、〇六四円	第六回 平成二十年四月二十一日
五四、八三七円	第七回 平成二十年十月二十日
八四、六〇九円	第八回 平成二十一年四月二十日
八四、三八二円	第九回 平成二十一年十月二十日
五四、一五四円	第十回 平成二十二年四月二十日
九八、九二七円	第十一回 平成二十二年十月二十日

六八七、二六四円（合計）

指定納入期限 令和三年十一月十九日

教示

一 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、国土交通大臣に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内であっても、この処分の日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります）。

審査請求書は、正副二通提出しなければなりません。なお、審査請求書は東京都知事を経由して提出することができます。

審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。

二 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内であっても、この処分の日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、右記一の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日か

ら起算して六月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市新町三丁目一番七、千代田区大手町一丁目三番
二番一から同番四まで及び十 二番
番一から同番四まで 住友林業株式会社
代表取締役 光吉 敏郎

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 イオンスタイル御嶽山駅前店
- 二 店舗所在地 大田区北嶺町三十七番十三号
- 三 設置者名 株式会社田ノ原屋

四 意見

ア 聴取者 大田区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年十月十一日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

令和三年十月二十六日から同年十一月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

多摩地域森林計画の変更の案について

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第一項の規定により、多摩地域森林計画の変更の案を次のように公告する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間中東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

森林計画区の名称 多摩森林計画区

縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部森林課及び東京都森林事務所保全課

縦覧期間

公告の日から三十日間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都産業労働局農林水産部森林課

伊豆諸島地域森林計画の案について

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第六条第一

項の規定により、伊豆諸島地域森林計画の案を次のように公告する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間中東京都知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

森林計画区の名称 伊豆諸島森林計画区

縦覧場所

東京都産業労働局農林水産部森林課、東京都大島支庁産業課、東京都三宅支庁産業課、東京都八丈支庁産業課及び東京都小笠原支庁産業課

縦覧期間

公告の日から三十日間

意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都産業労働局農林水産部森林課

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001



この用紙は、再生紙の3割をリサイクルしています。